

深夜電力D

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

平成 30 年 4 月 1 日 実施

本 則

1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の深夜電力D（以下「この料金表」といいます。）は、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、深夜電力Dといたします。

3 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この料金表実施の際現に低圧選択約款の深夜電力Dまたは変更前の低圧特別約款（料金表）の深夜電力Dの適用を受けている場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

5 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)により算定してえた値と電

熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

6 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 当社は、供給設備の状況により、3（適用範囲）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (4) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	226円80銭
---------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8円39銭
-------------	-------

8 その他

- (1) 当社は、要綱10（需給契約の単位）により、1 需要場所において1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。
 - (2) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
 - (3) 6（供給条件）により、契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、要綱47（計量器等の取付け）に準じて取り扱うものいたします。
 - (4) その他の事項については、次に定める場合を除き、要綱によるものいたします。
- イ 要綱38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- ロ 要綱39（解約等）(1)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成30年4月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、選択約款の深夜電力D、低圧選択約款の深夜電力D、変更前の低圧特別約款（料金表）の深夜電力Dまたはこの料金表の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社が供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合および他の契約種別等に変更した場合を除きます。）においてお客さまがこの料金表の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったときは、本則3（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この料金表を適用いたします。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、要綱19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。